

国立大学法人東京農工大学における早期卒業に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学における早期卒業に関する規程を次のとおり改正する。

| 現行   | 改正  | 備考 |
|--|---|----|
| <p>国立大学法人東京農工大学における早期卒業に関する規程<br/>平成16年4月7日<br/>16教規程第21号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 早期卒業の対象となる者は、本学に3年以上在学し、学則第98条に規定する単位を特に優秀な成績で修得したと認められる者でなければならない。ただし、農学部<u>獣医学科</u>の学生又は学則第85条、第88条、第93条及び第99条のいずれかの規定に該当する者は、対象とならない。</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>附 則 省略</p> | <p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 早期卒業の対象となる者は、本学に3年以上在学し、学則第98条に規定する単位を特に優秀な成績で修得したと認められる者でなければならない。ただし、農学部<u>共同獣医学科</u>の学生又は学則第85条、第88条、第93条及び第99条のいずれかの規定に該当する者は、対象とならない。</p> <p>第4条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> |    |

附 則（23教規程第54号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日現在在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。